

## 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の 認定等に関する規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)が令和4年6月17日に公布され、改正法は公布日から段階的に施行される。「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」において、「エネルギー消費性能の向上」に加え「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図る目的が追加された。法目的の追加を踏まえた法律の題名等の改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

法律の題名等の改正に伴い、規定の整理として所要の改正を行う。

[第2条第1号、第3条関係]

### 3 施行期日

令和6年4月1日